ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成17年度以降に、申請書及び資料の提出期限日までに完成し、引渡しが済んでいる次の(ｱ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

代表者以外の構成員については申請書及び資料の提出期限日までに完成し、引渡しが済んでいる次の(ｲ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　供用中の拠点空港において、空港基本施設のアスファルト舗装の施工実績（維持補修を除く。）を有すること。

(ｲ)　供用中の空港等において、空港基本施設のアスファルト舗装の施工実績（維持補修を除く。）を有すること。

※「拠点空港」とは、空港法（昭和31年法律第80号）で定める成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港並びに国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港をいう。

※「空港基本施設」とは、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。

※「空港等」とは、空港法（昭和31年法律第80号）で定める空港又は共用空港をいう。

※「維持補修」とは、土木施設の性能を維持するための措置や利用に支障を及ぼすような破損に対する局部的な補修をいう。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

(ｲ)　平成17年度以降に、上記イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6)　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(7)　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

(1)　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

(2)　申請書類の作成に用いる言語　日本語

(3)　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

(1)　共同企業体の名称は、新千歳空港　誘導路新設外工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

(2)　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

(3)　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課

競争参加者の資格に関する公示

令和３年度において日本たばこ産業株式会社の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和３年２月15日

日本たばこ産業株式会社

調達担当責任者　見浪　直博

◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13

1　調達する物品の種類（契約の種類）　被服類（物品の購入）

2　申請の時期　令和３年２月15日から令和３年３月15日までとする。なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りではない。

3　申請の方法

(1)　日本たばこ産業株式会社所定の申請書を使用すること。

(2)　申請書及び申請書記入要領の配付並びに提出場所　〒105―0021 東京都港区東新橋２丁目14番１号　ＮＢＦコモディオ汐留６Ｆ　電話03―6830―1830

(3)　申請書等の作成に用いる言語

①　原則として、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争に参加することができない者

(1)　成年被後見人もしくは被保佐人もしくは被補助人または破産の宣告を受けた者で復権を得ていない者

(2)　次の各号の一に該当する者であって、その事実のあった日から２年を経過していない者

①　契約有資格者の調査にあたり、虚偽の申告をした者

②　契約にあたり談合を行い、弊社に不利益を及ぼした者

③　契約の履行につき、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し不正行為を行い、弊社に不利益を及ぼした者

④　次のイからニの事由により、契約を解除された者

イ　正当な理由なくして契約期間内に履行を完了しなかった場合または履行完了の見込みのない場合

ロ　契約の履行につき不正行為が存在し、弊社に著しく不利益を及ぼした場合

ハ　契約の履行に関し、故意に弊社の社員の指揮監督に従わなかった場合

ニ　法令または契約の条項に基づく弊社の正当な権限の行使を妨害し、または虚偽の行為により弊社に不利益を及ぼすと認められた場合

(3)　その他契約責任者において競争に加わらせることが著しく不適当と認められる者

5　競争参加者の資格審査　競争に参加しようとする者の経営規模、経営状況等について弊社で定めた「契約参加資格審査事務取扱要領」により、資格審査を行うものとする。

6　資格審査結果の通知　申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。

7　資格の有効期間　競争参加資格の有効期間　令和３年５月１日から令和５年４月30日

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先　上記３の申請書及び申請書記入要領の配付並びに提出場所に同じ。